

別 海 町 議 会 会 議 録

第 3 号 (平成 27 年 9 月 11 日)

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

各議案の討論・採決

- (1) 平成 27 年度別海町一般会計補正予算 (第 3 号)
(町長提出議案第 72 号)
- (2) 平成 27 年度別海町下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)
(町長提出議案第 73 号)
- (3) 平成 27 年度別海町介護保険特別会計補正予算 (第 1
号)
(町長提出議案第 74 号)
- (4) 平成 27 年度別海町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(町長提出議案第 75 号)
- (5) 別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定
について
(町長提出議案第 76 号)
- (6) 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定につい
て
(町長提出議案第 77 号)
- (7) 別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第 78 号)
- (8) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
について
(町長提出議案第 79 号)
- (9) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
(町長提出議案第 80 号)
- (10) 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
(町長提出議案第 81 号)
- (11) 町道の路線廃止について
(町長提出議案第 82 号)
- (12) あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更 (編
入) について
(町長提出議案第 83 号)

(13) 工事請負契約の締結について（西春別・上西春別小学校講堂天井耐震改修建築主体工事）

（町長提出議案第 8 4 号）

(14) 平成 2 6 年度別海町水道事業会計利益の処分について

（町長提出議案第 8 5 号）

日程第 3 発議第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

日程第 4 発議第 9 号 安保法案の今国会での成立にこだわることなく慎重審議を尽くすことを強く求める意見書について

日程第 5 発議第 1 0 号 子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書について

日程第 4 委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 各議案の討論・採決

(1) 平成 2 7 年度別海町一般会計補正予算（第 3 号）

（町長提出議案第 7 2 号）

(2) 平成 2 7 年度別海町下水道事業特別会計補正予算

（第 1 号）

（町長提出議案第 7 3 号）

(3) 平成 2 7 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

（町長提出議案第 7 4 号）

(4) 平成 2 7 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（町長提出議案第 7 5 号）

(5) 別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第 7 6 号）

(6) 別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第 7 7 号）

(7) 別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出議案第 7 8 号）

(8) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について

（町長提出議案第 7 9 号）

(9) 北海道市町村総合事務組合理約の変更について

（町長提出議案第 8 0 号）

(10) 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

- (町長提出議案第81号)
- (11) 町道の路線廃止について
(町長提出議案第82号)
- (12) あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）について
(町長提出議案第83号)
- (13) 工事請負契約の締結について（西春別・上西春別小学校講堂天井耐震改修建築主体工事）
(町長提出議案第84号)
- (14) 平成26年度別海町水道事業会計利益の処分について
(町長提出議案第85号)

日程第 3	発議第 8 号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
日程第 4	発議第 9 号	安保法案の今国会での成立にこだわることなく慎重審議を尽くすことを強く求める意見書について
日程第 5	発議第10号	子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書について
日程第 4		委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（16名）

1 番	小 椋 哲 也	2 番	外 山 浩 司
3 番	大 内 省 吾	4 番	木 嶋 悦 寛
5 番	松 壽 孝 雄	6 番	森 本 一 夫
7 番	今 西 和 雄	8 番	西 原 浩
9 番	沓 澤 昌 廣	10 番	小 林 敏 之
11 番	瀧 川 榮 子	12 番	戸 田 憲 悦
13 番	中 村 忠 士	14 番	渡 邊 政 吉
副議長 15 番	佐 藤 初 雄	議 長 16 番	松 原 政 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	真 籠 毅	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	河 嶋 田鶴枝	産 業 振 興 部 長	佐 藤 則 夫
建 設 水 道 部 長	宮 越 正 人	教 育 部 長	中 谷 隆 弘
会 計 管 理 者	田 保 圭 乙	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 敏
農 委 事 務 局 長	山 崎 茂	総 務 部 次 長	佐 藤 告
建 設 水 道 部 次 長	金 田 秀 幸	総 務 課 長	佐 藤 告
総 合 政 策 課 長	浦 山 吉 人	財 政 課 長	阿 部 美 幸
福 祉 課 長	山 田 一 志	農 政 課 長	門 脇 芳 則

水産みどり課長 干 場 富 夫
管 理 課 長 伊 藤 一 成
上下水道課長 小 島 実

商工観光課長 川 畑 智 明
事 業 課 長 金 田 秀 幸

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

1 3 番 中 村 忠 士
1 5 番 佐 藤 初 雄

1 4 番 渡 邊 政 吉

◎開議宣告

○議長（松原政勝君） 若干時間前でございますが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

おはようございます。

ただいまから、第4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

13番中村議員、14番渡邊議員、15番佐藤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 各議案の討論・採決

○議長（松原政勝君） 日程第2 各議案の討論、採決を行います。

それでは初めに、議案第72号平成27年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号平成27年度、別海町下水道事業特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号平成27年度、別海町介護保険特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 4 号は原案のとおり可決されました。
議案第 7 5 号別海町水道事業会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 6 号別海町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 7 号別海町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 8 号別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 9 号別海町町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

議案第 80 号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

議案第 81 号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

議案第 82 号町道の路線廃止についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

議案第 83 号あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更（編入）についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

議案第 84 号工事請負契約の締結について（西春別・上西春別小学校講堂天井耐震改修建築主体工事）の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 84 号は原案のとおり決定されました。

議案第 85 号平成 26 年度別海町水道事業会計利益の処分についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号は原案のとおり決定されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君） ここで、お諮りをいたします。

本定例会に提出されております日程第 3 発議第 8 号から日程第 5 発議 10 号までの 3 件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3 発議第 8 号から、日程第 5 発議第 10 号までの 3 件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第 3 発議第 8 号

○議長（松原政勝君） 日程第 3 発議第 8 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

9 番沓澤議員。

○9 番（沓澤昌廣君） それでは、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されています。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっています。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところであります。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であることから、本意見書を提案するものであります。

発議第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条 第1項及び第2項の規定により提出します。

平成27年9月11日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、沓澤昌廣。

賛成者、同、渡邊政吉、同、佐藤初雄、同、木嶋悦寛、同、小椋哲也。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月11日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第8号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発議第9号

○議長（松原政勝君） 日程第4 発議第9号安保法案の今国会での成立にこだわることなく慎重審議を尽くすことを強く求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 安保法案の今国会での成立にこだわることなく慎重審議を尽くすことを強く求める意見書の内容について、御説明申し上げます。

政府は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、自衛隊法、周辺事態安全確保法、国際平和協力法（PKO法）などを改正する平和安全法制整備法案と他国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する新法である国際平和支援法を提出しました。

この法案の提出に当たって、安倍総理は、この国会で法改正を成立させると表明したばかりか、１０本の改正法案を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとしています。

戦後７０年間、平和憲法の下、我が国が貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は到底容認できるものではありません。

８月１４、１５日、共同通信社が実施した全国世論調査においては、安全保障関連法案に関する政府説明について、「十分に説明していると思わない」とした人が８１％に上り「十分に説明している」の１６％を大きく上回りました。また、「今国会での成立に反対」とした人は６２％で、「成立に賛成」の２９％をやはり大きく上回った。国民の間に政府の説明責任不足や憲法との整合性、自衛隊のリスク増加への懸念が広がっている実態が明らかとなりました。

また、この法案を巡っては、さきの衆議院憲法審査会において、参考人として招致された学識経験者全員が憲法違反に当たるとの認識を示しているほか、国の安全保障に関わる重要な事項として、国民の間でも活発な議論が巻き起こっています。

よって、国におかれては、安全保障法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、今国会での法案の成立にこだわらず、関係者との十分な意見交換を踏まえ、広く国民に説明し、国民的議論を経るなど、国会の審議をより一層慎重かつ丁寧に進めるよう強く求め、本意見書を提案するものであります。

発議第９号安保法案の今国会での成立にこだわることなく慎重審議を尽くすことを強く求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出します。

平成２７年９月１１日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、中村忠士。

賛成者、同、瀧川榮子、同、木嶋悦寛。

なお、意見書の朗読につきましては、先ほどの提案理由と同様のため割愛をさせていただきます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２７年９月１１日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第９号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8 番西原議員。

○8 番（西原 浩君） 私は、本意見書に反対する立場から討論いたします。

国民の生命と平和を守るとは政府の重要な責務です。我が国の安全を確保する安全保障関連法案については、現在国会で審議を行っている状況下であります。

安倍総理の閣議決定の談話です。「70 年前、私たち日本人は一つの誓いを立てました。もう二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。この不戦の誓いを将来にわたって守り続けていく決意である。」

すなわち、この平和安全法制整備法は、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制を整備するためのものであります。

また、この法案では、日本国憲法第 9 条のもとで許容されている自衛の措置としての「武力行使」の新 3 要件が法制化されています。

①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。

②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。

③必要最小限度の実力行使にとどまることです。

国際法上の日本は、国家としての当然の権利である自衛権を有するというものです。したがって、自衛行動は憲法上許される。

自衛のための戦力にならない必要最小限度の実力という誇示も、これは合憲であるというのが政府解釈であります。

原則として、事前に国会の承認を求めることの方に明記されております。

また、PKO 参加 5 原則も変わっておりません。自衛隊は 20 年以上にわたり国際協力活動に従事してきました。これまでの自衛隊の活動は世界の平和に貢献していますし、その活動も評価されています。

新法である国際平和支援法は、国際社会の平和と安全のために共同して対処する諸外国軍隊に、自衛隊が輸送や補給など後方支援を実施することです。

新法に基づき派遣される自衛隊は、憲法第 9 条を遵守する観点から、海外での武力行使も外国軍隊の武力行使と一体化する活動もできません。また、自衛隊派遣法には、①国連決議、②国会の例外なき事前承認、③自衛隊員の安全確保が必要です。

国際社会の一員として責任を憲法の範囲で積極的に果たすことが重要であり、国際社会の平和と安全を確保することは、ひいては我が国の平和と安全につながるものであります。

よって、当議会としては国会の十分な審議を見守り、拙速な判断とならないように国会の審議を注視することが最良であると考え、本意見書に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（松原政勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 1 番瀧川議員。

○1 1 番（瀧川 榮子君） 賛成の立場で討論に参加いたします。

この 16 日には参議院平和安全法制特別委員会で安保法案を採決する方針を確認し、早ければ同日中に参院本会議に緊急上程して可決、成立させる意向と報道されています。

安倍政権は、なぜそれほどこの法案の成立を急ぐのでしょうか。

大急ぎで通そうとする安保法案に、どれほど多くの人が反対だと動き、また、動きに参加できないまでも、今回の法案に反対の意思を持つ人がいることを考えずにはいられません。この法案に反対だという人は60%を超え、説明が不足だとする人は80%を超えています。

戦後、世界の警察と称してアメリカは切れ目なく、さまざまな国に軍を投入してきました。安倍首相の4月アメリカ議会での約束は、まず自衛隊が危険を一身に背負うことを意味しています。戦争にならないための法だという説明に、戦後70年、戦争することなく来た日本が大きく舵を切り、どの方向に行こうとしているのか主権者である国民が説明不足だと声を上げています。日本国憲法前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」とあり、主権が国民にあることを宣言しています。

また、「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、この権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とあります。

今回の安保法案が、この全文に示すように国民に幸福をもたらす内容であるのか、疑問と大きな不安を持っています。

そして、権力を行使する国民の代表者に、十分な納得のいく慎重な審議をなお求め続けているということは重大なことです。それでも、なおかつ数の力で押し通そうとするのであれば、余りにも国民を無視したものと云わざるを得ません。

よって、今国会での成立にこだわることなく、慎重審議を尽くすことを求めるこの意見書に賛成するものです。

○議長（松原政勝君） ほかに討論ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原政勝君） はい、起立少数であります。
したがって、発議第9号は否決されました。

◎日程第5 発議第10号

○議長（松原政勝君） 日程第5 発議第10号子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 子供の医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書の内容について御説明申し上げます。

子どもが病気やけがをしたとき医療機関を受診すると、かかった医療費の3割（小学校入学前は2割）は患者・家族が支払うことになっています。

この負担は、手元にお金がなくて病院に行けない、病状が急変しやすい幼い子どもたちにとって命にかかわる問題である。また、慢性疾患を持ち継続的な治療が必要な子どもた

ちのいる家庭では重い負担となっています。

お金がなくても子どもが医者にかかるようにと、医療費無料化をもとめる運動が広がり、北海道内でも道の基準を上回って助成を拡大する市町村が107にのぼっています。

また、新たに自治体独自で医療費助成拡大実施を行おうとする自治体があります。

子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯止めの効果が期待できます。「子どもの貧困」が広がるなか、経済的負担が軽くなることで病気の早期発見・治療が可能になり、重症化を防ぎ、医療費の抑制効果も生まれることは、いよいよ早急に望まれる課題となっています。

国の制度を土台に自治体が増加すれば、無料化はさらに充実させることができるため、中学卒業までの医療費を所得制限なしで無料化する国の制度確立を求めるものです。

また、子ども医療費の窓口負担を軽減している自治体に対し国が「罰則」を科している問題については、独自に無料化努力をしている自治体にたいし補助金減額という「罰則」が科せられている。少子化対策に相反するものである。

知事会も廃止をもとめ続けている道理なき「罰則」は、直ちに中止することを求め、本意見書を提案するものであります。

発議第10号子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成27年9月11日、別海町議会議長、松原政勝殿。

提出者、別海町議会議員、瀧川榮子。

賛成者、同、中村忠士。

なお、意見書の朗読については、先ほどの提案理由と同様のため割愛いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月11日、北海道野付郡別海町議会議長、松原政勝。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命少子化担当大臣。

以上であります。御審議の上、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） 発議第10号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（松原政勝君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（松原政勝君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

平成27年第3回別海町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時33分

◎町長挨拶

○議長（松原政勝君） 町長挨拶。

○町長（水沼 猛君） 第3回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、4日間にわたりまして慎重な御審議をいただき、全ての提出案件につきまして、御決定を賜りました。誠にありがとうございます。

さて、テレビ等でも報道されておりますが、台風18号から変わった低気圧の影響で、昨日から茨城県、栃木県では、大雨特別警報が発令をされ、鬼怒川の氾濫により多くの住民の方々が被災され、いまだに孤立している方もいらっしゃるところでございます。

本日未明には、宮城県にも大雨特別警報が発令されたところでありまして、被災された地域の皆さんには心からお見舞いを申し上げるところであります。

また、北海道では現在台風17号が接近をしております、本日夕方にかけて道東に接近する予報となっていることから、十分にですね、警戒をしまいたい、そのように考えております。

ここで2点について御報告を申し上げます。

1点目は本会議の中でも議論をいただきました国内に住民票を有する全ての人に一人一人異なる12桁の番号を割り当て、社会保障や税、災害対策の行政手段などに利用するマイナンバー制度についてでございます。

町民の皆様には10月以降、マイナンバーを記載した通知カードが郵送されます。

また、来年1月には、実際の手続においてマイナンバーの利用が始まるほか、身分証明として利用できる個人番号カード、この交付も始まる予定となっております。

町では、福祉部町民課の交付窓口において対応準備を進めるとともに、引き続き、国等からの情報を注視し、各関係機関と連携しながら情報セキュリティ対策の向上など図ってまいります。

さらに広報紙、ホームページ及び出前講座など、さまざまな媒体を利用いたしまして、広報に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

2点目でございますが、平成26年度事業で平成27年度に繰り越しをしておりましたデジタルテレビ中継局整備事業について、事業主体であるテレビ北海道から情報提供がございました。

開局に向けての工事は本年8月に開始をし、順調に工事が進んでいるとのことでございます。現在のところ、10月下旬から試験電波が送信され、当初計画のとおり12月には本放送が開始される予定とのことであります。

今後の工事などの進捗状況を見きわめながら、テレビ北海道が視聴できる時期について、町民の皆様に広報を行ってまいりたい、そのように考えております。

報告は以上でございます。

間もなく秋分を迎える季節となるわけですが、日没も早まりまして、物流もピークを迎える時期となりますが、北海道においては昨年より11日も早く、8月16日に交通事故死者数が100人となりました。

このような厳しい状況から、北海道環境衛生部長及び北海道警察本部交通部長との連名で、交通死亡事故抑止のための書簡が8月27日付けで発表されたところでございます。

町といたしましても、関係機関に交通安全運動推進の協力を要請するとともに、広報べっつかい10月号に本書簡を掲載するなどいたしまして、啓発活動を実施してまいりますので、議員各位におかれましても機会あるごとに、交通安全啓発に関しまして御協力いただくようよろしくお願いを申し上げます。

次は、今後の日程についてですが、第37回を迎える別海町パイロットマラソンが、ことしも10月4日に開催をされます。ことしは、その前の週に第1回オホーツク網走マラソンが開催されることから、参加者への影響も危惧をいたしてきただけでございますが、申込者数におきましては、フルマラソンが昨年より7名多い1,437名、5キロが昨年より31名多い534名、フルまた5キロとも前年を若干ですが上回りました。

このことについて一安心をいたしているところでもございます。

ことしも釧路地方陸上競技協会を初め、多くの関係機関、また、多数のボランティアの皆さんの協力をいただきながら、この歴史ある大会をぜひ成功させていきたい、そのように考えているところでもございます。

このほか、来週末9月19日と9月20日の2日間にわたりまして、第46回別海町産業祭が開催されます。

そしてパイロットマラソンの翌週の10月11日には、第55回西別川あきあじまつりが開催されるなど、本町を代表します秋のイベントが続いてまいります。

また、10月9日から12日までの日程で、菊と緑の会IN別海を開催いたしますが、ことしは枚方市から13名の女性が来庁していただく予定となっております。

これらのイベントが、晴天に恵まれまして、盛況に開催されることを祈念しているところですが、議員各位におかれましても、ぜひ、御参加あるいは沿道から熱い声援を送っていただきますよう心からお願いを申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松原政勝君） 議員、理事者、職員の皆さんは大変御苦労さまでございました。

これで終わります。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員